

# 令和3年度 危険物安全週間



「危険物 しっかりまもろう 使い方」

(令和3年度東京消防庁危険物安全標語 作者:金子 真優さん 世田谷区在学)



6月6日(日)～6月12日(土)

東京消防庁  
荏原消防署

# < 目 次 >

## 1 危険物安全週間について

- ◇ 危険物安全週間とは? ..... 1
- ◇ 推進標語について ..... 1

## 2 危険物施設等の事故

- ◇ ガソリンスタンドの事故防止 ..... 2
- ◇ 給油取扱所の事故事例 ..... 4
- ◇ 危険物施設等の事故に関するまとめ ..... 5

## 3 危険物に関する知識を深めよう

- ◇ 消毒用アルコールの取扱い ..... 6
- ◇ ガソリンの詰め替え販売における本人確認等 ..... 9
- ◇ スプレー缶の取扱い ..... 12

# 1 危険物安全週間について

## 危険物安全週間とは？

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

では、なぜ毎年6月の第2週なのでしょう？

昭和38年に東京都が全国で初めて6月20日を「危険物安全の日」に決めました。当時は、セルロイド\*の自然発火による火災が多発しており、この時期に危険物の保安について広報することとしたためです。これは東京都でのみ実施され、全国的なものではありませんでした。

危険物安全の日が制定された翌年の昭和39年7月14日、品川区勝島において、倉庫の周囲に野積みしていた硝化綿入りのドラム缶から出火し、周辺の危険物に次々と燃え広がって爆発するという大火災が発生し、消防職員18名、消防団員1名が亡くなり、114名が重軽傷を負うという消防史上稀にみる大惨事となりました。

この火災を契機として、昭和40年に危険物安全の日は7月14日に改められました。しかし、プラスチック製品の増加に伴うセルロイド製品の減少等により、昭和45年に廃止されました。

昭和46年から平成元年までは毎年春と秋に行われる「火災予防運動」等の一環として、危険物の保安について普及を図っていましたが、平成2年には、消防庁が毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として定めたことから、東京都でも「同週間」に併せて危険物の保安についての広報を実施し、現在に至っています。

※ セルロイド：ニトロセルロース（硝化綿）を主体とした固体であるが、加熱することで容易に加工できることから、文房具、メガネ枠などに使用されていた。しかし、温度、湿度、紫外線などにより自然分解し、分解熱が蓄積すると自然発火する。



勝島倉庫における  
消防活動時の爆発の様子  
(読売新聞社提供)

## 推進標語について

### 危険物 しっかりまろう 使い方

(作者 金子 真優 さん 世田谷区在学)

「危険物災害の防止に関する標語」の最優秀作品に選ばれた上記の標語により、広く都民の皆さんに、家庭や職場で身近に使われている危険物の取扱いや保管方法など、危険性について注意を喚起し、危険物に関係する事故の防止を呼びかけていきます。



東京消防庁

令和3年度東京消防庁  
危険物安全週間ポスター

## 2 危険物施設等の事故

### ガソリンスタンドの事故防止

前年に引き続き、給油取扱所における事故件数が73件と総件数123件に対して約6割を占めており、給油取扱所の事故のうち破損事故が60件と約8割を占めています。

また、破損のうち車両の運転操作ミスによるものが39件であり、その内セルフスタンドで発生したものが30件（76.9%）と7割以上を占めています（図1参照）。

給油取扱所の施設数の推移に着目すると、給油取扱所全体の施設数は減少傾向である一方、セルフスタンドの施設数は増加傾向であり、今後も事故件数の増加が見込まれることから、類似事故の再発防止対策を推進していく必要があります（図2参照）。

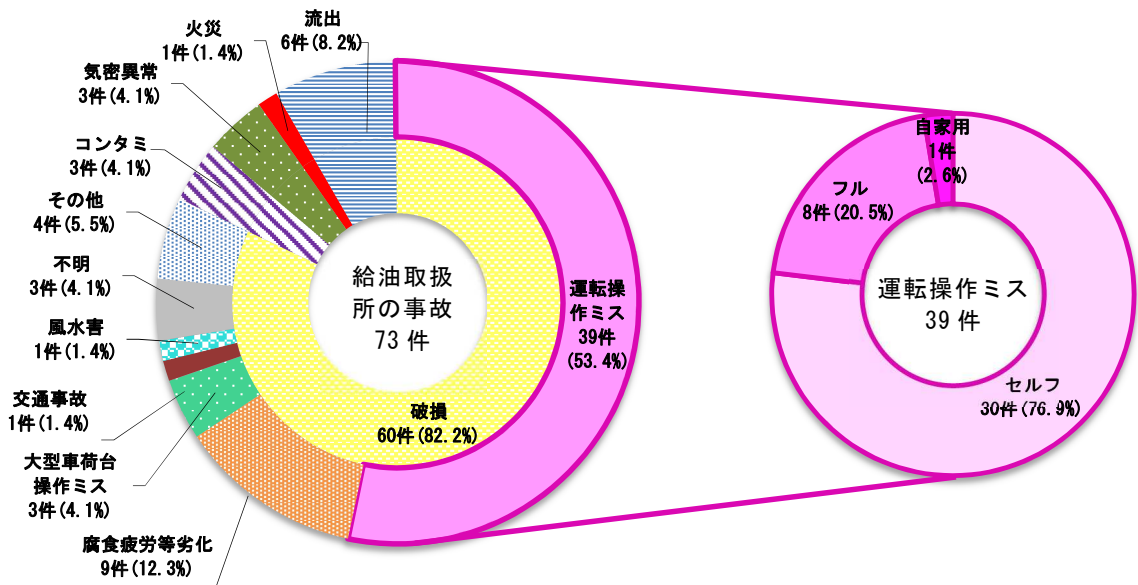


図1 給油取扱所の事故状況

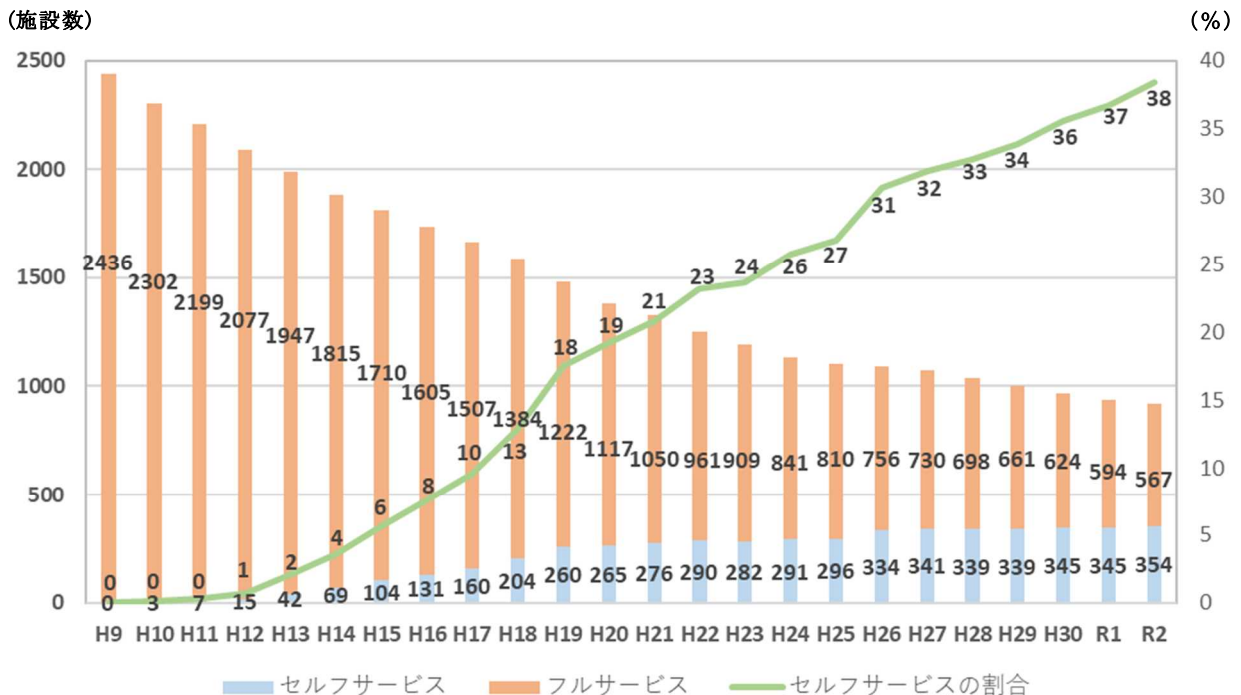


図2 営業用給油取扱所の施設数の推移

近年、ガソリンスタンドでは、運転操作を誤って車両を施設の建物や設備機器に衝突させ、破損させてしまう事故が多く発生しています。

過去5年ガソリンスタンド内で発生した事故は、危険物施設等における年間の事故件数の約半数を占めています（図3参照）。

（件）

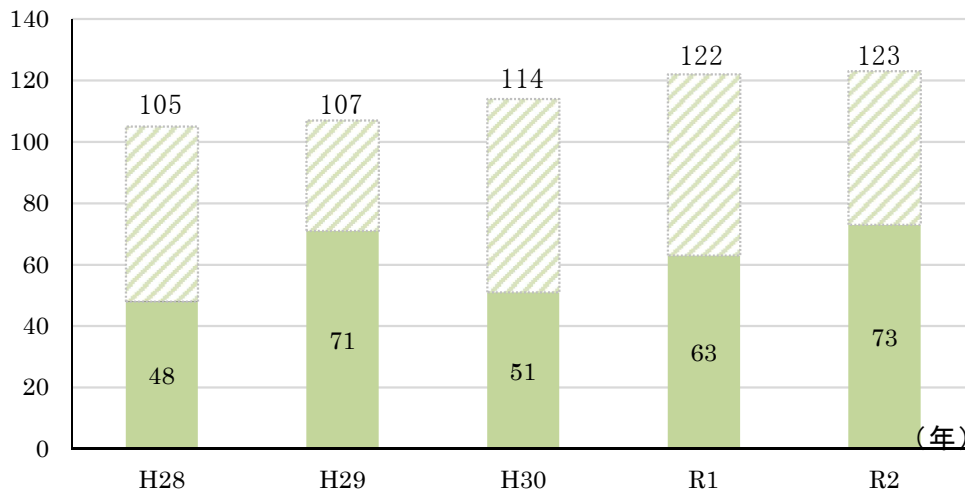


図3 危険物施設等における事故のうち、給油取扱所の事故件数（緑色）

令和2年中のガソリンスタンド内で発生した事故を分析すると、ハンドル操作ミスと見落としなどといった運転操作ミスによる事故が約半数を占めています。（図4参照）

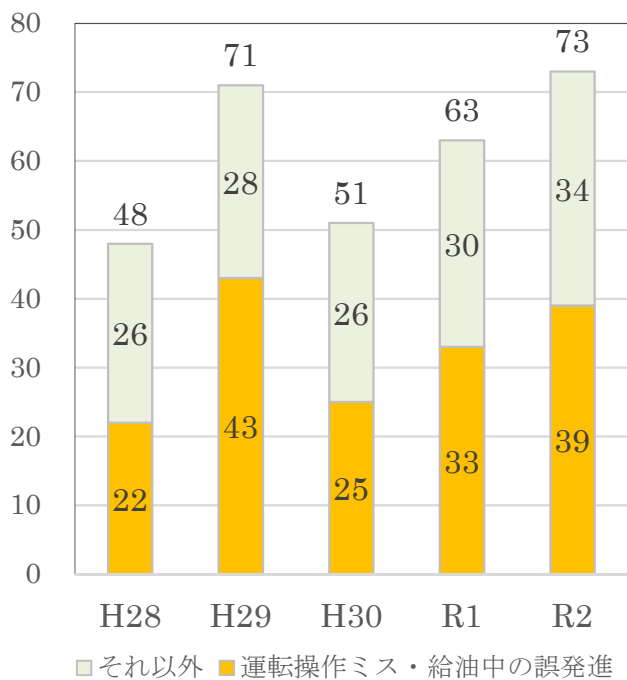


図4 給油取扱所内での事故発生要因内訳



## 給油取扱所の事故事例

### 1 令和2年度の接触事故状況

令和2年における給油取扱所の事故は73件ありました。  
このうち39件は利用者の運転操作ミスによる破損事故です。

### 2 車両接触による計量機の破損事故

本事案は給油するためにガソリンスタンドに進入した車両が計量機に接触し、破損させたものです。

この破損事故では、幸いにも危険物の流出はありませんでしたが、車が接触した衝撃で、計量機のノズルを収納する受けの部分に変形してしまいました。



車両衝突時



衝突した計量器



破損した給油ノズル

### 3 事故防止のポイント

**給油機器等と十分に間隔を取りましょう！**

**急発進、急ハンドルは避けましょう！**

東京消防庁管内では、給油取扱所内での破損事故が多数発生しており、東京消防庁では給油取扱所を利用される皆様に注意を呼びかけています。

## 危険物施設等の事故に関するまとめ

危険物施設等の数は年々減少していますが、事故件数は増加傾向にあります。

危険物施設等において事故が発生した場合、施設自体の損害はもちろん、周囲へ与える影響も小さくありません。一方、事故の原因は一つに限られず、背景に様々な要因が重なって事故へと至る場合も多いことから、ソフト、ハードの両面から事故防止対策に取り組む必要があります。

給油取扱所では車両の運転操作ミスによる事故が多発していることから、ガソリンスタンド内では安全運転に努め、給油する前後に車両を移動させる時は細心の注意を払いましょう。

## 3 危険物に関する知識を深めよう

### 消毒用アルコールの取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすい特性があります。取り扱い時の注意事項を確認しましょう。（P.7～P.8 参照）

#### 消毒用アルコールの実験映像について

消毒用アルコール及び高濃度の酒類の燃焼実験映像を、Youtube 東京消防庁公式チャンネルにて公開しています。

#### ◆消毒用アルコールによる火災の危険性



### ガソリンの詰替え販売における本人確認等

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器詰替え販売時の本人確認等が義務化されています。

新しく法令で定められた要点及び注意事項をまとめました。（P.9～P.11 参照）

### スプレー缶の取扱い

スプレー缶には内容物として危険物が使用されているもの、可燃性ガスが噴射剤として使われているものも多く、スプレー缶に起因した火災が起きています。スプレー缶の取扱いについて確認しましょう。（P.12 参照）

#### スプレー缶による火災のおそれについて

スプレー缶の燃焼実験映像を、Youtube 東京消防庁公式チャンネルにて公開しています。

#### ◆エアゾール缶等の危険性



#### ◆冷却スプレー使用後の引火による火災の危険性





## 危険物に該当する消毒用アルコールとは

新型コロナウイルスの感染防止対策として、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、どのような消毒用アルコールが危険物に該当するか解説します。

### ★ 消防法上の危険物に該当する消毒用アルコールについて

消毒用アルコールは**アルコールの濃度が60%以上（重量%）**の製品が危険物に該当します。

#### 【例】

「内容量の重さ100g」の消毒用アルコールがあるとします。  
成分表示を見ると「エタノール 80g」と記載されています。  
このときのアルコール濃度（重量%）は、

$$(80/100) \times 100 = 80\% \text{ となります。}$$

つまり、アルコール濃度（重量%）が60%以上であることから、この消毒用アルコールは**危険物に該当**することがわかります。

#### 【補足】

酒類等のアルコール度数表示は、体積%による表示のため、消防法上の危険物に該当するか判断するためには、体積%から重量%に変換する必要があります。酒類等は、アルコール度数67度前後から危険物に該当する場合があります。

### ★ 使用する前に容器表面の表示を確認しましょう

危険物に該当する消毒用アルコールには、法令で容器表面に表示が義務づけられています。

#### 【表示項目】

危険物に該当する消毒用アルコールの表示例

- 1 危険物の品名：**第四類・アルコール類**
- 2 危険等級：**危険等級Ⅱ**
- 3 化学名：**エタノール**
- 4 **水溶性（第四類の水溶性の危険物のみ）**
- 5 危険物の数量：**1 L**
- 6 危険物の類別に応じた注意事項：**火気厳禁**



## 消毒用アルコールの取扱いについて

消毒用アルコールには危険物に該当するものがあり、取扱いを誤ると、火災等を引き起こすおそれがあります。

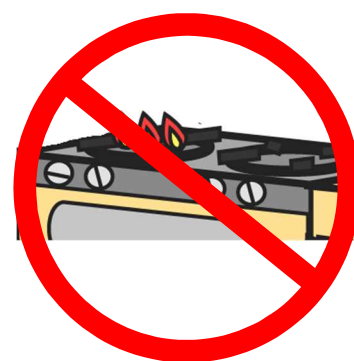
ここでは、消毒用アルコールの安全な使い方をご紹介します。

なお、ウォッカ等のアルコール濃度の高い酒類を使用して消毒する場合でも同様の危険性があります。

### ★ 火気の近くでは使用しないようにしましょう

手指消毒の際に使用する消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、火源があると引火するおそれがあります。

消毒用アルコールを使用する付近では、喫煙やコンロ等を使用した調理など火気の使用はやめましょう。



### ★ 詰替えを行う場所では換気を行いましょう

消毒用アルコールの詰替えを行うときに可燃性蒸気が発生するおそれがあり、この可燃性蒸気は空気より重く、低所に滞留しやすい性質があります。

消毒用アルコールの詰替えを行う場所は、通風性の良い場所や常時換気が行える場所を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。

### ★ 直射日光が当たる場所に保管することはやめましょう

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所に保管すると、熱せられることで可燃性蒸気が発生します。

保管場所は、直射日光が当たる場所を避けましょう。



## ガソリンを容器に詰め替えて購入する時の確認事項等について

令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器詰替え販売時の本人確認等が義務化されています。

### ★ 購入者に対する本人確認

店舗から本人確認書類の提示を求められます。

- 1 本人確認を行うことのできる書類の例  
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート他
- 2 本人確認を省略することができる場合
  - (1) ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合
  - (2) 既に本人確認を行った場合
  - (3) 継続的な取引がある場合



### ★ 購入したガソリンの使用目的の確認

店舗側から購入したガソリンの使用目的について問いかけがあります。

### ★ 販売記録の作成

ガソリンを容器に詰め替えて購入する店舗では販売記録の作成を行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

店舗側が作成する販売記録の詳細は次のとおりです。

#### 【記録内容】

- 販売日、購入者の氏名及び住所
- 本人確認の方法、使用目的、販売数量



### ★ その他

ガソリンの容器へ詰替え販売時に本人確認を拒否した場合は、ガソリンを**購入できません**。セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。

# ガソリンの取扱いについて

## ★ガソリンを取扱う時の注意点

### ① 火気のある場所での使用・保管は禁止です！

ガソリンは非常に揮発しやすく、使用するには可燃性の蒸気が発生し、近くに火気があると簡単に引火する性質があります。周囲に火気がないことを確かめてから使用しましょう。



温められた携行缶からガソリンが噴き出す様子

### ② 給油の際は発電機等を停止しましょう！

発電機等の機器に燃料を入れる際は、機器を必ず停止してください。使用中に給油すると、火災が発生するおそれがあります。



### ③ 換気の良い場所に保管しましょう！

ガソリンの蒸気は空気より重いため、低い位置に溜まります。ガソリンの蒸気が溜まらないよう換気の良い場所に保管することが重要です。



代表的なガソリン携行缶

### ④ 冷暗所に保管しましょう！

ガソリンを入れた容器を気温の高い場所に置いておくと、容器内の圧力が高まり、蓋を開けた際に噴き出すおそれがあります。ガソリンを入れた容器は冷暗所に保管しましょう。

## ★事故事例

屋外の花火大会で、露店用に使用していた発電機にガソリンを入れようとしたところ携行缶から噴き出したガソリンやその蒸気に引火し、火災となり死傷者が発生しました。

# 運搬容器の表示について

2種類の表示内容を理解して、運搬容器を正しく使いましょう！！

## ★容器が構造要件\*に適合している旨を示す表示

KHKマーク、UNマークは、構造要件に適合している表示です。

※構造要件とは、落下試験、気密試験、内圧試験、積み重ね試験において、所定の基準に適合する性能を有している運搬容器をいいます。

### 【KHKマークの場合】



試験比重

試験内圧 (KPa)

収納する危険物の区分

X：危険等級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

Y：危険等級Ⅱ、Ⅲ

Z：危険等級Ⅲ

ガソリンは危険等級Ⅱに該当するため、ガソリンを収納する場合、危険物の区分がX又はYである必要があります。

収納する危険物の状態 L：液体、S：固体

### 【UNマークの場合】



運搬容器の種類  
3A1：ガソリン携行缶

製造年  
西暦下二桁

承認国  
J：日本

3A1 / Y 1.4 / 250 / 20 / J / HK / TFD

容器等級記号の区分

X：容器等級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

Y：容器等級Ⅱ、Ⅲ

Z：容器等級Ⅲ

ガソリンは容器等級Ⅱに該当するため、ガソリンを収納する場合、容器等級記号がX又はYである必要があります。

比重

水圧試験圧力  
(KPa)

製造者の  
記号

検査機関略号

HK：(財)日本舶用品検定協

## ★容器の内容物に関する表示

ガソリン携行缶にガソリンを収納する場合の例

- 1 危険物の品名：第四類第一石油類
- 2 危険等級：危険等級Ⅱ
- 3 化学名：ガソリン
- 4 危険物の数量：10L
- 5 危険物の類別に応じた注意事項：火気厳禁

### 【ポイント】

- 1 灯油用のポリタンクにガソリンを入れることは厳禁です。
- 2 ガソリン携行缶に灯油を収納することは可能です。ただし、表示を灯油に改める必要があります。



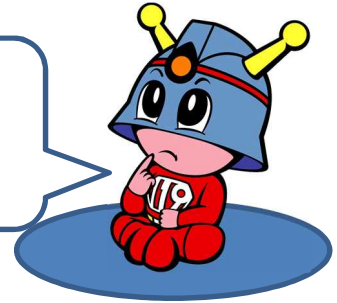
# スプレー缶の取扱いについて

## ★スプレー缶の火災に注意！！

スプレー缶には内容物として危険物が使用されているもの、可燃性ガスが噴射剤として使われているものも多いため、周囲の火気に注意した上で、使用方法をよく読んでお使いください。廃棄されたスプレー缶による火災も起きています。廃棄する際のポイントは次のとおりです。

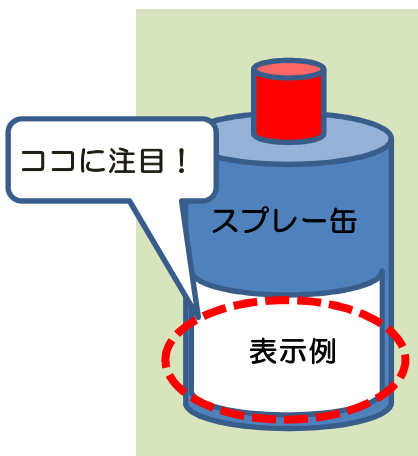
- ① スプレー缶を廃棄する場合は、中身を使い切って、各区市町村が指定する取り決めに従って廃棄しましょう。
- ② ガスを使い切る際は、火気のない通気性の良い屋外で残存ガスが無くなるまで噴射しましょう。

スプレー缶が原因で火災になることがあるのか！



出火する塵芥車

## スプレー缶の表面には取扱いの注意事項が示されています。



### 内容物に危険物が使用されている場合の表示例

**火気厳禁** 危険物第4類 アルコール類  
(エタノール) 水溶性 危険等級Ⅱ  
内容量 320ml

品名、数量  
などを表示

赤字に白色の  
文字で表示

### 噴射剤の表示例

**火気と高温に注意** 高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため下記の注意事項を守ること。

(略)

**高压ガス：LPガス**

使用するガスの種類を赤色の文字で表示

スプレー缶の表示をよく読んでから使いましょう！